

㈱NTTファシリティーズとの特約店契約の締結について

今年の夏は記録的な猛暑に見舞われた中、昨夏に続いて社会的にも経営的にも厳しい節電が求められ、「いかに賢く節電を行うか」というニーズが多く企業の間で高まりました。そこで、このたび関東地方本部では、㈱NTTファシリティーズと特約店契約を結び、お客様の「賢い節電」を支援するクラウド型BEMSを取り扱うことといたしました。

ぜひ、この機会に節電の検討をされている中小規模の事業所様にご提案いただき、効率的な省電力の支援に努められますよう、お願いいたします。

記

1. 業務内容

次の商品をお客様に提案して㈱NTTファシリティーズへ営業情報を提供し、また工事委託を受けた場合は取付工事を実施する。

クラウド型BEMS（別紙参照）

- ①FITBEMS
- ②節電Remomi（デマンド制御 Lite）
- ③節電Remomi（Super Lite）

2. 契約形態

㈱NTTファシリティーズと関東地方本部間で特約店契約を締結

3. 対象顧客

関東地方本部エリアにある、契約電力 50～500KW の中小規模事業所

- ①オフィス(延床面積 1,000 m²～10,000 m²程度)
- ②小売店舗（スーパー、ホームセンター等）
- ③飲食店舗（ファミリーレストラン等）

4. 2次店資格

「NTTファシリティーズ特約店（2次店）取扱申込書」を提出し、㈱NTTファシリティーズの承諾を得た会員

5. 情報提供料等

①情報提供料

㈱NTTファシリティーズより協会に支払われた情報提供料のうち、2次店契約に基づいた情報提供料を会員に支払う。

②工事紹介手数料

会員は、㈱NTTファシリティーズから工事委託を受けた場合、2次店契約に基づいた工事紹介手数料を協会に支払う。

6. 契約期間

平成 24 年 9 月 15 日～平成 25 年 3 月 31 日

7. 業務フロー

NTTファシリティーズ特約店契約フローによる。

8. 2次店提出書類

- ①NTTファシリティーズ特約店（2次店）取扱申込書
- ②会社の登記簿謄本写し
- ③上記以外に、(株)NTTファシリティーズから提出を求められた場合は、その書類

9. 注意事項

- ①本業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。
- ②本業務を遂行するにあたり、顧客情報を自ら使用したり、業務従事者以外の第三者に開示、漏洩したりしてはならない。
- ③虚偽や不正による申請は、発覚しだいその会員の業務を停止する。(一社)情報通信設備協会の品位を著しく損なう行為は厳に謹むこと。
- ④(一社)情報通信設備協会の2次店として審査・登録するため、「NTTファシリティーズ特約店（2次店）取扱申込書」に記載されている情報は、(株)NTTファシリティーズへ提供させていただきます。

10. 問合せ先

(一社)情報通信設備協会 関東地方本部事務局
TEL 03-5640-4761、
FAX 03-5640-6599

11. 資料

①[節電ソリューション 電力の見える化とBEMSのご紹介](#)



②[具体的な節電システム取付概要](#)



③[NTTファシリティーズ特約店（2次店）取扱申込書](#)

